

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年 10月 22日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2100223 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2100048 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成 25 年 12 月 20 日の標準賞与額を 14 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 25 年 12 月 20 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 12 月 20 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成 25 年 12 月 20 日の標準賞与額を、上記 1 の訂正後の標準賞与額から 15 万円に訂正することが必要である。

なお、平成 25 年 12 月 20 日の訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成 3 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 8 月
② 平成 25 年 12 月

各請求期間において A 社に勤務し賞与の支給を受けていたにも関わらず、各請求期間に係る賞与の記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②については、支給及び控除資料（B 銀行 C 支店から提出された取引明細表（以下「取引明細表」という。）、事業主から提出された請求者の平成 25 年冬季賞与支払明細書（以下「支払明細書」という。）及び請求期間②に係る同僚の賞与支払明細書をいう。以下同じ。）、請求期間②に係る同僚のオンライン記録並びに事業主の陳述により、請求者は平成 25

年 12 月 20 日に A 社から賞与の支給を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、平成 25 年 12 月 20 日に係る標準賞与額について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、支給及び控除資料により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 25 年 12 月 20 日の標準賞与額を 14 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成 25 年 12 月 20 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、日本年金機構が保管している同年 12 月に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表によると、同年 12 月に係る賞与については「不支給」として届出されていることが確認できることから、その結果、年金事務所は請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②について、取引明細表及び支払明細書により、請求者は、A 社から平成 25 年 12 月 20 日に 15 万円の賞与を支給されたことが確認できることから、請求期間②に係る標準賞与額を 15 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）について、請求者は、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間①については、A 社から賃金台帳等の賞与の支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料を得られないほか、取引明細表により確認できる振込額（賞与分及び給与分が合算）及び D 市から提出された平成 26 年度市民税・県民税課税証明書から、当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を推定することはできない。

このほか、請求者の請求期間①における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認及び推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間①における標準賞与額に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2100237 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2100049 号

第1 結論

請求期間①、②、③及び④について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 38 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 15 年 7 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 7 月
④ 平成 16 年 12 月

請求期間当時、A社に勤務しており、賞与については例年 7 月と 12 月の年 2 回支給され、厚生年金保険料が控除されていた。年金記録を確認したところ、請求期間①、②、③及び④に係る賞与の記録がない。賞与明細書はないが、調査の上、当該期間について記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②、③及び④について、A社は平成 18 年 7 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に亡くなっている上、同社に係る閉鎖事項全部証明書において確認できる代表清算人及び破産管財人は当時の資料がない旨陳述している。

また、請求者の住所地であるB市は、請求期間①、②、③及び④に係る社会保険料控除額の確認できる資料は、文書保存期間満了、廃棄済のため回答できないとしている上、請求者はC銀行D支店又はE銀行F支店が賞与の振込先であったとしているところ、両銀行は各請求期間に係る取引明細は、期間経過のため資料の提供ができない旨回答していることから、請求者の各請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①、②、③及び④における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めること

はできない。